

令和元年度 甲種防火管理新規講習（第2回） 実施要領

薩摩川内市消防局

消防法第8条で規定する防火管理者の資格を取得する講習を、次のとおり実施します。

- 1 日 時 令和2年1月22日（水）～23日（木） 2日間
⇒ 22日・・・10:00～17:00（受付は9:30～10:00）
（科目一部免除該当者は13:00～17:00）
⇒ 23日・・・10:00～16:30（受付は9:30～10:00）

※ 防火管理講習の区分

- ・甲種防火管理新規講習を修了した方は建物規模、収容人員にかかわらず、すべての防火対象物の防火管理者になれます。

- 2 講習会場 薩摩川内市消防局 2階多目的ホール
薩摩川内市中郷町5031番地1

- 3 募集定員 100名

- 4 受講料 6,000円（テキスト代）
※薩摩川内市防火管理協会加入事業所の受講者につきましては、受講料の一部を補助（1事業所あたり、1,000円でお一人のみ）いたします。

- 5 受付・締切 ・期間 令和元年12月2日（月）～12月13日（金）
・受付時間 午前9時から午後5時まで
※受付期間中でも、定員に達し次第締め切りです。

- 6 受付場所 薩摩川内市消防局 予防課予防調査係（3階）
薩摩川内市中郷町5031番地1 ☎ 22-0135（予防課）

7 受講手続

- (1) 受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ受講料6,000円を添えて申し込んでください。
- (2) 写真は6ヶ月以内に撮影した正面脱帽、上半身像の縦4cm×横3cmサイズを申込書に貼付し申し込んでください。

- 8 受講対象者 薩摩川内市内に居住される方か、薩摩川内市内の事業所等に勤務される方。
(上記以外の方は、締め切り後、定員に達していない場合に限り受講できます。)

9 修了証の交付

講習会の全課程を修了した受講者には、『修了証』を交付します。

1 0 講習科目の一部免除について

- ・消防設備点検資格講習
- ・自衛消防業務講習

上記講習を受講済みの方につきましては、申込の際に受講済みであることが分かる書面（講習会修了証の写しなど）を添付していただくことで、講習の一部が免除されます。

1 1 その他

- (1) 原則として、受付後は受講料の返却はいたしません。
- (2) 講習会への遅刻、早退及び代理人の受講では、修了証の交付はできません。
- (3) テキストは、当日会場で配付します。
- (4) 講習には、受講票（受付時配付）・筆記用具を持参してください。
- (5) 受講中、会場では電話等の呼び出しはできません（緊急の場合を除く）。
- (6) 昼食（弁当：お茶付600円）を注文される方は、受付時で申し受けます。

【お問合せ先】

薩摩川内市消防局

予防課予防調査係 上園、帯田

TEL 22-0135(予防課)

22-0119(代表)

FAX 20-3430